

平成 28 年度 第 4 回理事会

(平成 28 年 12 月 12 日開催)

議 案 書

目 次

議 題

- 第 1 号議案 平成 28 年度学術研究助成に関する件-----p.02
(参考資料 pp.)
- 第 2 号議案 平成 28 年度地域振興助成に関する件-----p.03
(参考資料 pp.)
- 第 3 号議案 平成 28 年度福祉助成に関する件-----p.05
(参考資料 pp.)
- 第 4 号議案 助成金取扱規則の制定及び内部規定の変更に関する件-----p.08

公益財団法人 前川報恩会

第1号議案 平成28年度学術研究助成に関する件

当財団の平成28年度学術研究助成の助成先候補として以下の通り決定いたしました。審議のうえ承認を求めます。

平成28年8月1日から同年9月30日までの公募期間において当財団のホームページ上にて下記の通り申請を受け付けたところ、合計94名からの申請がありました。平成28年11月18日の学術研究助成選考委員会においてこれらの申請を審査した結果、合計14名に対する¥18,681,500の助成を採択候補としました。81,500円の予算超過は、採択すべきと判断される申請が多かったため、101万円以上の申請額に関して15%、201万円以上の申請額に対して25%の減額を行ったうえで採択額とした為である。

●申請状況及び採択状況

| 募集内容 | 申請件数 | 申請金額 | 採択件数 | 採択金額 | 予算 |
|------------------------------------|------|--------------|------|-------------|-------------|
| 環境配慮型のエネルギー利用・開発又は食料生産・流通の改善に資する研究 | 94件 | ¥187,315,400 | 14件 | ¥18,681,500 | ¥18,000,000 |

●採択一覧

| No. | 所属 | 役職 | 年齢 | 氏名 | 研究課題 | 採択額 |
|--------|--------|-----|-----|--------|---|------------|
| A16014 | 山口大学 | 講師 | 37歳 | 鈴木 祐麻 | 重金属汚染土壌の電子顕微鏡観察からアイデアを得た、『非アルカリ・鉱物内封じ込め・長期間効果持続』型の新規不溶化剤の開発 | ¥1,747,500 |
| A16021 | 九州大学 | 准教授 | 43歳 | 宮崎 隆彦 | 活性炭吸着冷凍機の実用化を目指した吸着熱交換器最適形状の探索 | ¥600,000 |
| A16022 | 東北大学 | 准教授 | 49歳 | 伊藤 幸博 | 食糧・バイオリファイナリー共用イネの開発に向けた稲わら高糖化遺伝子の同定 | ¥1,000,000 |
| A16027 | 東京大学 | 講師 | 46歳 | 安村 直樹 | 林業用苗木生産工程の現状とその省力化に向けた経営上の課題に関する研究 | ¥970,000 |
| A16034 | 早稲田大学 | 研究員 | 33歳 | 藤谷 拓嗣 | 窒素循環の制御とN2O生成の抑制を志向した硝化・脱窒菌の網羅的獲得 | ¥1,555,500 |
| A16036 | 徳島大学 | 講師 | 39歳 | 佐々木 千鶴 | セルロース系資源の環境に優しい直接糖化能を有する前処理法の開発 | ¥1,700,000 |
| A16042 | 北里大学 | 助教 | 42歳 | 鍋西 久 | 反芻家畜からのメタン排出を削減する植物由来新規飼料添加物の開発 | ¥1,000,000 |
| A16049 | 東北大学 | 准教授 | 33歳 | 伊藤 良一 | 環境保全を目的とした水の蒸発装置の開発及び緑地化への持続可能な水源確保 | ¥2,250,000 |
| A16053 | 電気通信大学 | 助教 | 36歳 | 榎木 光治 | パラレルマイクロチャンネル内気液二相流れに関する包括的研究 | ¥980,000 |

| | | | | | | |
|----------------------------|--------|-----|-----|--------|---------------------------------------|-------------|
| A16057 | 信州大学 | 助教 | 44歳 | 上野 豊 | 地域未利用資源の飼料利用による乳牛由来温室効果ガス排出低減効果の定量的検証 | ¥1,054,000 |
| A16066 | 東京農工大学 | 研究員 | 36歳 | 増田 幸子 | 貧栄養土壌における植物共生微生物の宿主への栄養元素供給能の解析 | ¥1,000,000 |
| A16076 | 東京海洋大学 | 教授 | 51歳 | 濱田 奈保子 | 水産物の環境保全型生産・流通システムの構築 | ¥1,875,000 |
| A16079 | 宇都宮大学 | 研究員 | 27歳 | 羽二生 稔大 | マグナス風車のフィン形状の最適化 | ¥1,419,500 |
| A16083 | 三重大学 | 准教授 | 37歳 | 藤井 義久 | カーボン薄膜の構造緩和制御によるナノ細孔形成と分離膜への応用 | ¥1,530,000 |
| 合計 14 件 (予算 : ¥18,000,000) | | | | | | ¥18,681,500 |

第2号議案 平成28年度地域振興助成に関する件

当財団の平成28年度地域振興助成の助成先候補として以下の通り決定いたしました。審議のうえ承認を求めます。

平成28年8月1日から同年9月30日までの公募期間において当財団のホームページ上にて下記区分の通り申請を受け付けたところ、合計65団体からの申請がありました。平成28年11月24日の地域振興助成選考委員会においてこれらの団体を審査した結果、合計16団体に対する¥7,960,000の助成を採択候補としました。

●申請状況及び採択状況

| 区分 | 募集内容 | 申請件数 | 申請金額 | 採択件数 | 採択金額 | 予算 |
|----|---|------|-------------|------|------------|------------|
| ① | 多世代が参与し、高齢層から若年層への伝承が含まれる天然資源及び文化的資産の保全・活用を通じ、当該地域のコミュニティの発展に寄与する事業 | 12件 | ¥6,000,000 | 8件 | ¥4,000,000 | ¥4,000,000 |
| ② | 地域に根ざした未利用エネルギーの有効活用もしくは、農と食のイノベーションと地域力アップに繋がる事業 | 8件 | ¥7,810,000 | 2件 | ¥1,960,000 | ¥2,000,000 |
| ③ | 熊本震災復興に係る活動 | 10件 | ¥4,500,000 | 6件 | ¥2,000,000 | ¥2,000,000 |
| 合計 | | 30件 | ¥18,310,000 | 16件 | ¥7,960,000 | ¥8,000,000 |

●採択一覧

| 区分 | 申請 No. | 所属機関 | 事業の名称 | 採択額 |
|------------------------------|--------|-----------------------|--------------------------------|----------|
| ①多世代が参与する天然資源及び文化的資産の保全・活用事業 | B16003 | 勿来まちづくりサポートセンター | 津波被災地に蘇る伝統行事「左義長」を受け継ぐ若者支援事業 | ¥500,000 |
| | B16005 | 神奈川県立鎌倉高等学校 | 古代鎌倉たたら製鉄の再現 | ¥500,000 |
| | B16008 | 特定非営利活動法人地球対話ラボ | 地域の未来を切り拓くための、東松島子どもプロジェクト | ¥500,000 |
| | B16013 | 特定非営利活動法人紡ぎ組 | 祭りを復活させろ！160年前のキリコを担ごう！ | ¥500,000 |
| | B16015 | 茨城 YMCA | みんなの食堂 | ¥500,000 |
| | B16016 | 一般社団法人くりはらツーリズムネットワーク | 地元食で地域の価値をリ・デザイン | ¥500,000 |
| | B16029 | 浦安の住文化を活かしたまちづくり研究 | 浦安の住文化の継承へ向けた地域住文化発信・共有化プロジェクト | ¥500,000 |

| | | | | |
|---|--------|------------------|--|------------|
| | | 会 | | |
| | B16030 | 牛窓・亜細亜藝術交流祭実行委員会 | 第3回牛窓・亜細亜藝術交流祭 | ¥500,000 |
| 区分① 小計 8 件 (予算: ¥4,000,000) | | | | ¥4,000,000 |
| ② 地域未 利用エネ ルギーの 有効活 用・農と食 のイノベ ーション | B16001 | 吉里吉里国 | 再生可能エネルギーによる地域力アップのモデル作り | ¥960,000 |
| | B16024 | 小高復興デザインセンター | 原発災害復興のための空き地利用事業「おだかの農園」プロジェクト | ¥1,000,000 |
| 区分② 小計 2 件 (予算: ¥2,000,000) | | | | ¥1,960,000 |
| ③ 熊本震災 復興に係 る活動 | B16002 | NPO 法人もったいないジャパン | 熊本震災における物資による復興支援 | ¥300,000 |
| | B16011 | 復興支援ボランティア白樺隊 | 今だから今必要なものを自分たちの手で・・・。DIY復興ドーム。 | ¥250,000 |
| | B16018 | ロハス南阿蘇たすけあい | 仮設住宅入居者を中心とした家財道具搬出と解体並びに家屋保存と生活フォロー | ¥250,000 |
| | B16020 | 南阿蘇よみがえり | 南阿蘇村立野地区における災害復興活動及び被災された方への支援活動 | ¥200,000 |
| | B16026 | Project 九州 | 自死、うつ、アルコール依存、孤立などの防止のための活動 | ¥500,000 |
| | B16028 | 熊本ボランティアハウス山麓園 | 空き家を熊本被災地のコミュニティづくりに！-東北の空き家活用モデルを、熊本へ。- | ¥500,000 |
| 区分③ 小計 6 件 (予算: ¥2,000,000) | | | | ¥2,000,000 |
| 合計 16 件 (予算: ¥8,000,000) | | | | ¥7,960,000 |

第3号議案 平成28年度福祉助成に関する件

当財団の平成28年度福祉助成の助成先候補として以下の通り決定いたしました。審議のうえ承認を求めます。

平成28年8月1日から同年9月30日までの公募期間において当財団のホームページ上にて下記区分の通り申請を受け付けたところ、合計65団体からの申請がありました。平成28年11月11日の福祉助成選考委員会においてこれらの団体を審査した結果、合計27団体に対する¥8,992,869の助成を採択候補としました。

●申請状況及び採択状況

| 区分 | 募集内容 | 申請件数 | 申請金額 | 採択件数 | 採択金額 | 予算 |
|----|-----------|------|-------------|------|------------|------------|
| ① | 熊本県外 | 53件 | ¥19,554,206 | 19件 | ¥6,101,680 | ¥6,000,000 |
| ② | 熊本県（震災対応） | 12件 | ¥4,936,303 | 8件 | ¥2,891,189 | ¥3,000,000 |
| 合計 | | 65件 | ¥24,490,509 | 27件 | ¥8,992,869 | ¥9,000,000 |

●採択一覧

| 区分 | 申請No. | 法人名 | 事業種別（首位） | 申請物品・取組内容等 | 採択額 |
|-------------|--------|-----------------|---|------------------|----------|
| 区分① 熊本県外 | C16001 | CIL（自立生活センター）下関 | p その他 | 専門書購入・冊子印刷（100部） | ¥100,000 |
| | C16005 | 社会福祉法人石川サニーマイト | h 生活介護 m 就労継続支援 n 共同生活援助（グループホーム） | 名刺専用裁断機：名刺カッター・1 | ¥300,000 |
| | C16008 | 特定非営利活動法人 大地の郷 | m 就労継続支援 | 製粉機・1 | ¥100,000 |
| | C16010 | 社会福祉法人鹿野福社会 | m 就労継続支援 | アルミ缶潰し機・1/草刈り機・1 | ¥327,348 |
| | C16013 | いなりやま福社会 | f 短期入所（ショートステイ）h 生活介護 l 就労移行支援 m 就労継続支援 n 共同生活援助（グループホーム）o 地域生活支援事業 | ミシン・2 | ¥500,000 |
| | C16014 | 特定非営利活動法人ネクスト | m 就労継続支援 | ミシン（中古）・3 | ¥380,000 |

| | | | | |
|--------|-------------------------|---|--------------------------|----------|
| C16019 | 特定非営利活動法人 発達凸凹サポーターてくてく | e 児童デイサービス | 設備補修 (防音内窓工事等) | ¥250,000 |
| C16020 | 特定非営利活動法人フリースペース・うえるびー | a 居宅介護 (ホームヘルプ) b 重度訪問介護 c 行動援護 e 児童デイサービス h 生活介護 m 就労継続支援 | 真空包装機・1/専用作業台・1 | ¥440,000 |
| C16021 | 社会福祉法人 鈴風会 | h 生活介護 | 作業用机・4/丸椅子・40 | ¥243,200 |
| C16033 | 茅ヶ崎ユニバーサルデザインスクエア | その他 | 大型織り機・1/中型織り機・1 | ¥360,000 |
| C16038 | ほっとたいむ | l 就労移行支援 m 就労継続支援 | 業務用冷蔵庫・1 | ¥500,000 |
| C16039 | めひの野園 | f 短期入所 (ショートステイ) h 生活介護 i 障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援) j 共同生活介護 (ケアホーム) l 就労移行支援 m 就労継続支援 n 共同生活援助 (グループホーム) | 常設簡易トイレ・2 | ¥150,000 |
| C16040 | 社会福祉法人 親和会 | a 居宅介護 (ホームヘルプ) k 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) m 就労継続支援 n 共同生活援助 (グループホーム) p その他 | 除雪機・1 | ¥488,500 |
| C16045 | 社会福祉法人 聖明福祉協会 | p その他 | ブレストーク・1/音声体温計・1/音声血圧計・1 | ¥340,000 |
| C16047 | 一般社団法人 ほっふ | e 児童デイサービス m 就労継続支援 | 主動キャッパー・1 | ¥228,000 |
| C16052 | ソーシャルデベロップメントジャパン | p その他 | 壁面棚・2 | ¥200,000 |

| | | | | | |
|------------------------------|--------|---------------------------|---|------------------------------------|------------|
| | C16058 | 社会福祉法人 香月福祉会 | h 生活介護 k 自立 訓練 (機能訓練・生 活訓練) m 就労継続 支援 n 共同生活援 助 (グループホー ム) | Tシャツ用シルクスクリ ーン機材セット・1 | ¥500,000 |
| | C16059 | 特定非営利活 動法人かめの こ会 | m 就労継続支援 | エアコン・2 | ¥394,632 |
| | C16061 | 特定非営利活 動法人 ワー クサポート | m 就労継続支援 n 共同生活援助 (グル ープホーム) | テーブル・椅等 | ¥300,000 |
| 区分① 小計 19 件 (予算: ¥6,000,000) | | | | | ¥6,101,680 |
| 区分② 熊本県 (震災 対応) | C16004 | 社会福祉法人 白い雲の会 | m 就労継続支援 | 電動糸鋸盤/エアコンプ レッサ | ¥486,000 |
| | C16009 | 清香会 | f 短期入所 (ショ ートステイ) h 生活介 護 i 障害者支援施 設での夜間ケア等 (施設入所支援) m 就労継続支援 n 共 同生活援助 (グル ープホーム) p その他 | エアコン | ¥300,000 |
| | C16028 | 社会福祉法人 わくわく | h 生活介護 j 共同 生活介護 (ケアホ ーム) m 就労継続支援 | 軽トラック | ¥500,000 |
| | C16043 | 新町きぼうの 家 | m 就労継続支援 | セラミックヒーター/ス チームクリーナー/ト ンチャイム | ¥194,497 |
| | C16044 | 志友会 | g 療養介護 p そ の他 | 温冷配膳車 | ¥300,000 |
| | C16051 | NPO法人U Dくまもと | m 就労継続支援 | エアコン | ¥500,000 |
| | C16056 | 銀河の会 | h 生活介護 m 就 労継続支援 n 共同生 活援助 (グループホ ーム) | マルチロータリーカッ ター | ¥343,440 |
| | C16065 | おーさあ | p その他 | 冷凍コールドテーブル | ¥267,252 |
| 区分② 小計 8 件 (予算: ¥3,000,000) | | | | | ¥2,891,189 |
| 合計 27 件 (予算: ¥9,000,000) | | | | | ¥8,992,869 |

第4号議案 助成金取扱規則の制定及び内部規定の変更に関する件

当財団の助成金規則の制定案及び旅費規定の改定案を次の通りに作成致しました。なお、助成金取扱規則は平成29年度以降の申請者に対して公開し、同規則に同意のうえ申請して頂くことを前提に作成しております。審議のうえ承認を求めます。

公益財団法人前川報恩会 助成金取扱規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、公益財団法人前川報恩会（以下「当財団」という）の定款第4条に定める助成対象になるものに交付する助成金等（以下「助成金等」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（助成金の交付対象）

第2条 この規定に基づく助成金の交付対象は、定款第4条第1項第1号から第3号に掲げるものとする。

- (1) 定款第4条第1項第1号（以下、「学術研究助成」という）
- (2) 定款第4条第1項第2号（以下、「地域振興助」という）
- (3) 定款第4条第1項第3号（以下、「福祉助成」という）

（申請の募集及び資格）

第3条 助成金の交付希望者（以下「申請者」という）の募集方法は、公募とする。

（申請方法）

第4条 申請は、所定の申請書を電子申請にて当財団に提出しなければならない。

（助成金交付手続き）

第5条 当財団は、受付けた申請を各選考委員会に送付するものとする。

2 各選考委員会は、第2条の助成金交付対象となるものを選考する。選考委員会が必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求することができる。

3 理事会は、各選考委員会の選考結果に基づき、助成対象を決定する。

（助成金の決定通知）

第6条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対して電子メールにて通知する。

（各助成金の使途の制限）

第7条 助成金を受けたものは、申請目的以外に使用してはならない。原則として、使

途の変更及び未使用は認めない。

2 学術研究助成においては原則として、次のものを対象外とする。

- (1) パソコン(OS・汎用ソフトを含む)、ファクシミリ、印刷機器等の汎用性のある機器
- (2) 領収書又は受領書を入手できない費用
- (3) 助成期間外の費用の前払い、後払い
- (4) 研究代表者及び共同研究者の人件費・手当・授業料
- (5) 所属機関等において常用として整備する机、椅子、書棚等
- (6) 学会の年会費、懇親会参加費等
- (7) 所属機関・関係機関等の間接経費、事務経費、オーバーヘッド

3 地域振興助成においては原則として、次のものを対象外とする。

- (1) パソコン(OS・汎用ソフトを含む)、ファクシミリ、印刷機器等の汎用性のある機器
- (2) 領収書又は受領書を入手できない費用
- (3) 助成期間外費用の前払い、後払い
- (4) 申請団体及び協力団体の職員の人件費・手当等
- (5) 申請団体及び関係団体が常用として整備する机、椅子、書棚等

4 福祉助成においては原則として、次のものを対象外とする。

- (1) パソコン(OS・汎用ソフトを含む)、ファクシミリ、印刷機器等の汎用性のある機器
- (2) 領収書又は受領書を入手できない費用
- (3) 助成期間外費用の前払い、後払い
- (4) 申請団体及び関係団体の職員の人件費・手当等
- (5) 申請団体及び関係団体が常用として整備する机、椅子、書棚等

(関係書類の整理保管)

第8条 助成金を受けたものは、領収書及び受領書など関係書類を整理保管しなければならない。

(実績の報告及び義務等)

第9条 助成金の交付を受けたものは、助成期間終了後1ヶ月以内に「成果報告書」及び「助成金使途報告書」をPDFへ変換の上、提出しなければならない。

- (1) 助成金使途報告書の領収書添付
- (2) 振込をもって受領等の契約がある場合に関しても、領収書を添付すること
- (3) 一括の領収書の場合は、内訳がわかるものを受領し添付すること

- (4) 助成成果を公表する際には、当財団の助成を受けたことを明示すること
- (5) 期間終了までに報告書の提出がない場合は、助成金の返還を求めることができる

(助成金の決定取り消し、中止及び返還、次年度以降の申請資格の停止)

第 10 条 助成金の交付を決定されたものが、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、当財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、または既に交付した助成金の一部もしくは全額の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき
- (2) 対象となる活動等が中止になったとき
- (3) 助成期間終了後、助成金の残金があるとき
- (4) その他、この規則の目的に照らしてふさわしくないと理事会が認めたとき

2 助成金の交付を受けたものが、前項各号及び次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、当財団は次年度以降その者の申請を却下することができる。

- (1) 助成成果として提出された論文に当財団の支援が明記されていないとき
- (2) 助成成果として提出された冊子等の成果物に当財団の支援が明記されていないとき

(細則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

この規則は、平成 29 年度以降の学術研究助成、地域振興助成、福祉助成の助成対象者に対して適用する。

公益財団法人前川報恩会 旅費規程（案）

第1章 総則

（適用の範囲）

第1条 公益財団法人前川報恩会（以下、「当財団」という。）の理事・監事・評議員及び職員が、

業務のため当財団就業規則第26条第2項に定める出張又は赴任する場合の旅費は、この規程の定めるところによる。

2 前項の理事・監事・評議員及び職員に準ずる者については、その待遇に応じてこの規程を準用する。

3 授与式及び報告会等により当財団が指定する時間・場所に招聘された助成対象者については、交通費実費を支給する。なお、宿泊費は認めない。

第2章 出張旅費

第1節 国内出張旅費

（国内出張旅費の定義）

第2条 この規程で国内出張旅費とは、交通費、日当、宿泊料、赴任旅費等、本規程で定めるものを総称する。

（国内出張の区分）

第3条 国内出張旅費は、資格に応じ、別表第1号の定めるところにより支給する。

（交通費）

第4条 交通費は、鉄道、タクシー、船舶、その他定期路線の順路によってその実費を支給する。

ただし、天災その他やむを得ない事由のため順路によることができない場合は通路による。

2 航空機の利用は、出発前に所属長が必要と認めた場合に限りその実費を支給する。

3 出張中予め所属長の承認を得て行った、帰郷その他私用のために要した間の国内出張旅費は支給しない。

4 資格を異にする上長者、又は財団外関係者に随行する場合は、別々に同行することを原則とするが、業務の都合上必要のある場合に限り事情審議の上、同級の国内出張旅費を認めその実費を支給する。

5 鉄道を利用する場合、目的地までの距離が勤務地から直線で150Km以上の時は指定席

を利用
することができる。

6 タクシーの利用の場合は、定期路線のない場合、緊急を要する場合、重量物を携行する場合、
その他業務の都合上やむを得ない場合に限り実費を支給する。ただし、理事・監事・評
議員に

ついてはこの限りではない。

7 当財団の所有車又はレンタカーを使用できずに自己所有の自動車をやむなく出張に使用せざ

るを得ない場合は、次のとおりとする。

(1) 所属長の承認を得て使用すること。

(2) 出張者の自己所有の自動車であること。

(3) 交通費は走行距離 1Kmにつき以下の通り支給する。

・普通自動車 マイカー通勤時ガソリン単価+7円

・軽自動車 マイカー通勤時ガソリン単価+5円

(4) この自動車は、対人保険無制限(示談代行付)、対物保険 1,000万円以上、搭乗者保
険 1,000

万円以上の任意自動車保険に加入済みであること。

8 当財団の理事・監事及び評議員が、理事会・評議員会及びこれらに準ずる会議等に出席
するた

めに当財団の事務所まで往復する費用として、別表 2 に定める額を支給する。

(日 当)

第 5 条 日当は、出発の日から帰着の当日までの宿泊をともなう勤務日数に応じて支給す
る。

2 前項の場合で出発が午後の場合、又は帰着が午前の場合はそれぞれ日当の半額を支給す
る。た

だし、夜行で帰着して出社する場合はこれを支給しない。

3 第 1 項、第 2 項の場合で、業務遂行日前日の移動は、予め所属長の承認を得て行うもの
とする。

4 目的地が勤務地から直線距離で 150Km 以上の日帰り出張は所定の日当を支給する。

(宿泊料)

第 6 条 宿泊料は出発当夜から、帰着の前夜までの宿泊数に応じて支給する。ただし、目
的地が

勤務地より直線距離で 150Km 未満の日帰り地域に出張し、宿泊を余儀なくされた場合は
事情審

議の上所定の宿泊料を支給する。

- 2 出張中（150Km 未満）、業務の都合により徹夜で就業して宿泊料を要しなかったときは、仮泊手当として一律 2,000 円を支給する。
- 3 客先より宿泊施設を提供され、宿泊費を必要としなかった場合、宿泊料は支給しない。ただし、朝食が含まれていない場合は、朝食代として別表 3 号の定めるところにより支給する。
- 4 出張中午後 9 時より午前 6 時までの間、5 時間以上乗車船したときで、寝台利用の場合は別表 2 号の定めるところにより手当を支給する。
- 5 宿泊料込みの研修会、セミナー等に参加した場合は、宿泊料を支給しない。
- 6 冬季寒冷地区に出張し、宿泊料のほかに暖房費を請求されたときは、実費を支給する。
- 7 出張中、私傷病のため滞在を必要とする場合は、医師の診断書を添えて会社に届け出なければならない。ただし、この場合日当及び宿泊料は、事情審議の上支給することがある。
- 8 出張中、家族の重大事故その他やむを得ない私事のため、当財団の承認を得て一時帰宅する場合は、第 4 条により、出張地より自宅までの往復の交通費を支給する。
- 9 等級を異にする上長者又は財団外関係者と宿泊を同一にする場合は、業務の都合上必要ある場合に限り事情審議の上、同級の宿泊を認めその実費を支給する。
- 10 出張先近郊において、指定された上限宿泊料で宿泊が困難な場合は事情審議の上、その実費を支給する。

第 2 節 海外出張旅費

（海外出張旅費の定義）

第 7 条 この規程で海外出張旅費とは、交通費、宿泊料、食事料、支度料、雑費等、本規程で定めるものを総称する。

（国内出張旅費の適用）

第 8 条 海外出張のための、空港等出国地点迄の往復路の旅費は、第 1 節「国内出張旅費」の規定を適用する。

（海外出張旅費の仮払い及び精算）

第 9 条 海外出張旅費のうち、宿泊料その他滞在期間中に必要とする費用は、出発前にその滞在日数を勘案して日本円若しくは米国ドルで概算額を仮払する。

2 海外出張旅費の精算で別表第 4 号のうち、実費の規定に該当する場合は、領収書を添付して、出張から帰着後速やかに精算を行う。ただし、領収書のないものについては自己負担とする。

(同行者の海外出張旅費)

第 10 条 同行者の海外出張旅費については、第 4 条第 4 項の規定を準用する。

(海外出張旅費の控除)

第 11 条 出張先に宿泊、又は食事を提供された場合は、その宿泊料、又は食事料は支給しない。

(交通費)

第 12 条 交通費は、国内出張旅費の規定に応じ別表第 5 号によりその実費を支給する。

(宿泊料、食事量及び日当)

第 13 条 宿泊料、食事量及び日当は、別表第 4 号の定めるところにより支給する。ただし、出発

日及び帰着日の日本国内における食事料は支給しない。

2 洗濯料は、実費を支給する。

3 チップ、その他日常生活上の私的経費に属するものは、日当に含まれるものとし、他にこれを雑費として支給しない。

(支たく料)

第 14 条 支たく料は、初回の出張に限り、一律 30,000 円を出発前 2 週間以内に支給する。

(雑費)

第 15 条 旅券発行手続費用、査証料、入出国税、外貨購入手数料、予防注射料、業務上の通信費、

及び長期滞在により滞在国において滞在費に賦課された税金等は、それぞれ領収書に基づいて

実費を支給する。

(外貨換金計算書)

第 16 条 出張先で現地通貨に換金したときは、外貨換金計算書を添付して精算する。ただし、外

貨換金計算書を添付することができない場合は、当財団が調査した公定レートで行う。

(精算)

第 17 条 海外出張旅費の残余金については、持参した通貨を持って精算を行う。ただし、米国ド

ルを持参した者が精算時において日本円で精算する場合は、精算当日の公定レートで行う。

2 日本で換金できない通貨を持参した場合は、本人負担とし、日本円で精算する。

(傷・疾病等)

第 18 条 出張中の傷・疾病等については、歯の矯正治療等及び健康管理が本人の故意又は不注意

等による場合を除き、原則として実費を支給する。

2 当財団は、旅行傷害保険を負担する。

3 伝染病流行地又は風土病のある地域に出張する者は、申し出により予防接種を受けることがで

きる。

4 伝染病流行地又は風土病のある地域に出張した者は、申し出により帰国後、罹患の有無の健康

診断を受けることができる。

第 3 章 赴任旅費

(赴任旅費)

第 19 条 転任を命ぜられその住居の変更を余儀なくされて移転する場合は、交通費、日当及び移

転料を支給する。ただし、帯同する家族については実費を支給する。

2 前項の交通費、日当は出張旅費を適用する。

3 当財団の承認を得て単身赴任した者が家族引纏めのため、旧任地を往復する場合は、その往復

旅費を支給する。

4 移転料は実費を支給する。ただし、最低 2 社から見積をとりいずれか安い方を選択し、明細を

記載した証票を提出しなければならない。

5 個人所有の自家用車(二輪車含む)の運送及び移動費用については、予め所属長の承認を得て

実費を支給する。

6 移転の際の家財等についての運送保険は、保険金 100 万円を限度として、その実費を支給する。

7 赴任し際し、やむを得ず旅館又はこれに準ずるところに滞在した場合は、事情審議の上実費を

支給することがある。

8 新規採用者が任地に赴任するときは、旅費規程を準用する。

第 4 章 雑 則

(当財団外より旅費支給の場合)

第 20 条 当財団外より旅費を支給される場合は、その全額を当財団に入金するものとし、

本人に対しては本規程の旅費を支給する。

(旅費の概算払)

第 21 条 旅費の出発前に所定の手続きを済ませた者に対し、概算で仮払をすることができる。

(旅費の精算)

第 22 条 出張旅費及び赴任旅費は帰任又は赴任後 1 ヶ月以内に精算しなければならない。
但し 12 月分は当月内に精算しなければならない。

(家族の定義)

第 23 条 第 3 章赴任旅費の項でいう家族とは、発令時に本人と同居し、本人において扶養している者をいう。

(規程の改定)

第 24 条 本規程の改定は、理事会の議決を経て行わなければならない。

別表第 1 号 (第 3 条関係)

| | 資格 | 宿泊料 | 日当 | 新幹線 | 一般鉄道 | 船舶 |
|-----|-----------|---------|---------|------------|------------|-----|
| 1 号 | 理事・監事・評議員 | 9,000 円 | 3,000 円 | グリーン車の利用も可 | グリーン車の利用も可 | 1 等 |
| 2 号 | 事務局長・次長 | 9,000 円 | 2,500 円 | 普通車 | 普通車 | 1 等 |
| 3 号 | 一般職員 | 8,000 円 | 2,300 円 | 普通車 | 普通車 | 1 等 |

別表 2 号 (第 4 条第 8 項関係)

| | 都内在住者 | それ以外 |
|-----------|---------|------------------------------|
| 理事・監事・評議員 | 3,000 円 | 5,000 円 ※5,000 円を超える場合は実費 |

別表 3 号 (第 6 条第 3 項関係)

| | 資格 | 支給額 |
|-----|-----------|---------|
| 1 号 | 理事・監事・評議員 | 1,100 円 |
| 2 号 | 事務局長・次長 | 1,000 円 |
| 3 号 | 一般職員 | 900 円 |

別表第 4 号 (第 9 条第 2 項関係) (宿泊料、食事料、日当)

| | 資格 | 宿泊料 | 食事料 | 日当 |
|-----|-----------|-----|-----|---------|
| 1 号 | 理事・監事・評議員 | 実費 | 実費 | 1,800 円 |

| | | | | |
|----|---------|----|----|--------|
| 2号 | 事務局長・次長 | 実費 | 実費 | 1,400円 |
| 3号 | 一般職員 | 実費 | 実費 | 1,000円 |

別表第5号（第12条関係）（交通費）

| | 資格 | 航空機 | | 一般鉄道 | 船舶 |
|----|-----------|----------------------------------|----------------------------------|-------|----|
| | | A地区 | B地区 | | |
| 1号 | 理事・監事・評議員 | 原則エコノミークラスのアップグレード又はビジネスクラスの利用も可 | 原則エコノミークラス又はエコノミークラスアップグレードの利用も可 | 原則普通車 | 1等 |
| 2号 | 事務局長・次長 | エコノミークラス | エコノミークラス | 普通車 | 1等 |
| 3号 | 一般職員 | エコノミークラス | エコノミークラス | 普通車 | 1等 |

※ 次に掲げる者は、別表第5号に拘わらずビジネスクラス、グリーン車を利用することができる。

- ・ 傷病者（軽微な症状の場合を除く）

※ 上表のA地区、B地区の内容

| | |
|-----|---|
| A地区 | 欧州、北米（グアム・ハワイを除く）、中南米、アフリカ、中近東、旧ソ連（極東を除く）、インド、スリランカ |
| B地区 | A地区を除く地域 |

附 則

制定 平成24年10月31日

施行 平成24年11月1日

改定 平成25年1月29日

施行 平成25年1月29日

改定 平成28年12月12日

改定 平成28年12月12日